

【参考】道路設計要領の変遷

平成8年4月に刊行した「岐阜県道路設計要領」は、平成14年5月に全面改定を行い、以下により取り扱うこととしています。

改定内容	改定通知	適用年月日	備 考
全面改定	H14.5.31	H14.6.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし修正範囲が軽微(委託設計を行うもの)の場合は適用が望ましい。
一部訂正①	H14.10.1	H14.10.1～	同上 【訂正内容：誤植等の訂正】
一部訂正②	H15.3.31	H15.4.1～	同上 【訂正内容：落石防護柵基礎等】
一部訂正③	H15.7.1	H15.7.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：幅員構成の考え方】
一部訂正④	H15.7.10	H15.7.10～	適用日以降に積算する工事に適用。これ以前のものであっても可能なものは適用。 【訂正内容：CO吹付厚、凍上抑制層】
一部訂正⑤	H15.10.3	H15.10.1～	同上 【訂正内容：擁壁天端防護柵基礎鉄筋】
一部訂正⑥	H16.3.1	H16.3.1～	適用日以降に発注する工事に適用。これ以前のものであっても可能なものは適用。 【訂正内容：凍上抑制層材料】
一部訂正⑦	H16.9.1	H16.9.1～	同上 【訂正箇所：歩道の切り下げ】
一部訂正⑧	H16.9.30	H16.9.30～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：2、3、6、10、11、12、13、14、16章を訂正】
一部訂正⑨	H17.7.1	H17.7.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：13章を訂正】
一部訂正⑩ 【今回】	H18.2.1	H18.2.1～	適用日以降に工事・設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：10章を訂正】

# 道路設計要領 正誤表

章	ページ	項目	現 行	修 正	備 考
第10章 歩道及び自転車歩行者道	10-3	第1節 総則 1.適用の範囲	<p><b>1. 適用の範囲</b></p> <p>この要領は、歩道および自転車歩行者道（以下、「歩道等」という。）の設計に適用するが、定めのない事項については下記指針等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道及び立体横断施設の構造についての取り扱いについて（平成12年 道路局課長通達）</li> <li>歩道における安全かつ円滑な通行の確保について（平成11年 道路局課長通達）</li> <li>道路の移動円滑化 整備ガイドライン（基礎編）（平成13年11月 国土交通省 道路局）</li> <li>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月 社団法人 日本道路協会）</li> </ul>	<p><b>1. 適用の範囲</b></p> <p>この要領は、歩道および自転車歩行者道（以下、「歩道等」という。）の設計に適用するが、定めのない事項については下記指針等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道及び立体横断施設の構造についての取り扱いについて（平成12年 道路局課長通達）</li> <li>歩道における安全かつ円滑な通行の確保について（平成11年 道路局課長通達）</li> <li>道路の移動円滑化 整備ガイドライン（平成15年1月 国土交通省 道路局）</li> <li>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月 社団法人 日本道路協会）</li> <li>岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル （平成16年1月 岐阜県基盤整備部都市整備局建築指導課）</li> </ul>	ページを差替えてください
第10章 歩道及び自転車歩行者道	10-4	第2節 歩道等 2.歩道等の形式	<p><b>2. 歩道等の形式</b></p> <p>2.1 型式</p> <p>歩道等の形式は、マウントアップ・セミフラット・フラット方式（図10.2～図10.4）がある。</p> <p>形式の選定においては、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用状況等を考慮して選定するものとするが、市街地においてはセミフラット方式を標準とする。</p>	<p><b>2. 歩道等の形式</b></p> <p>2.1 型式</p> <p>歩道等の形式は、マウントアップ方式・セミフラット方式・フラット方式（図10.2～図10.4）がある。</p> <p>形式の選定においては、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用状況等を考慮して選定するものとするが、市街地においてはセミフラット方式、その他の場合においてはフラット方式を標準とする。</p>	ページを差替えてください

第10章  
歩道及び自転車歩行車道

10-10

第2節 歩道等  
5.歩道等の構造  
(1)マウントアップ構造

(1) マウントアップ構造

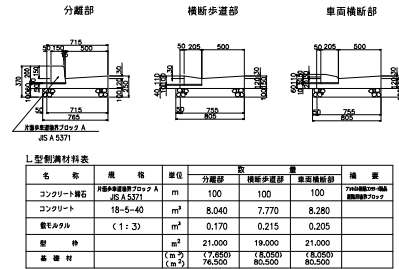


図 10.15

(1) マウントアップ方式

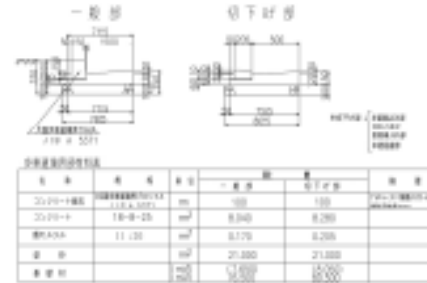


図 10.15

ページを差替え  
てください

第10章  
歩道及び自転車歩行車道

10-10

第2節 歩道等  
5.歩道等の構造  
(2)セミフラット構造

(2) セミフラット構造

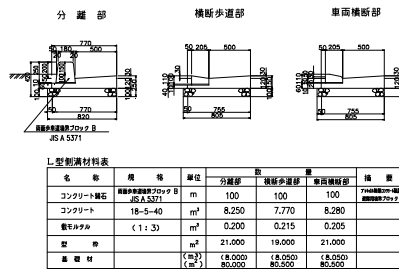


図 10.16

(2) セミフラット方式

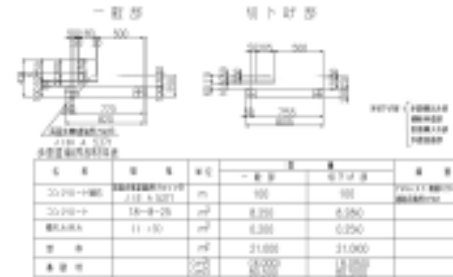


図 10.16

ページを差替え  
てください

第10章  
歩道及び自転車歩行車道

10-11

第2節 歩道等  
5.歩道等の構造  
(3)フラット構造

(3) フラット構造

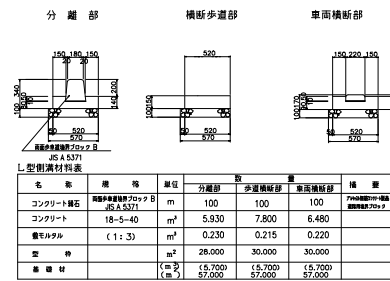


図 10.17

(3) フラット方式

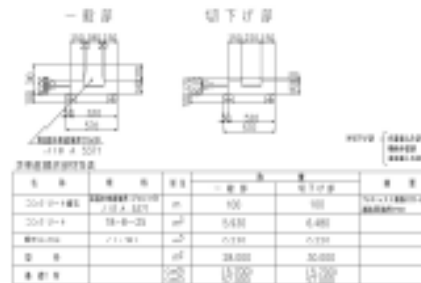


図 10.17

ページを差替え  
てください

<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-11</p>	<p>第2節 歩道等 6.歩道等の切下げ</p>	<p><b>6. 歩道等の切下げ</b></p> <p>(1) 歩道等の切下げ部において、歩行者等進行方向については、車道部との段差がない構造を基本とし、車いす使用者が通行可能であり、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を認知（点字ブロック等の設置）できるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 車両横断部の切下げ部においては、車両進行方向について歩車道境界の段差を2cm設けるものとする。</p> <p>(3) 車いす使用者の通行のための寸法は以下を基準とする。</p>	<p><b>6. 歩道等の切下げ</b></p> <p>(1) 歩道等の切下げ部の歩行者等進行方向については、歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmを標準とし、車いす使用者が通行可能であり、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を認知（点字ブロック等の設置）できるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の切下げ部の車両進行方向については、歩車道境界の段差は2cmを標準とする。この場合、歩道面の平坦部分は、車いす使用者の円滑なすれ違いを考慮して、2m以上確保することを標準とする。</p> <p>(3) マウントアップ方式等で2m以上の平坦部分を確保することが困難な場合においても、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として1m以上の平坦部分を連続して確保するものとする。この場合、縁石を除いた車両乗入れ部の縦付横断勾配は15%以下を標準とする。</p> <p>(4) 車いす使用者の通行のための寸法は以下を基準とする。</p>	<p>ページを差替え てください</p>
<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-12</p>	<p>第2節 歩道等 6.歩道等の切下げ (4)分離</p>	<p>(4) 分離 歩道等の巻込み部、交差点の歩道等の屈曲部においては、自動車の乗上げを防止するため、主要道路の車道に面した縁石を高くするか、または防護柵等を設置するものとする。 歩行者等の横断禁止用防護柵（ガードパイプ等）を設置する場合には、柵高は110cmとすることが望ましい。また、歩行者の安全を確保するため車両の巻き込み防止を目的とする場合は、「車両用防護柵標準仕様・同解説（平成11年3月 社団法人 日本道路協会）」に基づくものとする。</p>	<p>(4) 歩車道分離 歩道一般部においては、自動車の乗上げや車両による歩行者の巻込みを防止するため、原則として高さ20cm（マウントアップ方式の場合は15cm）の縁石を設置するものとする。ただし、交差点の歩道屈曲部においては、「車両用防護柵標準仕様・同解説（平成16年3月 社団法人 日本道路協会）」に基づき、車両用防護柵（歩車道境界用ガードパイプGp）を設置するものとする。 歩行者等の横断防止を目的として歩行者自転車用柵（P種）を設置する場合には、柵高は80cmとする。</p>	<p>ページを差替え てください</p>
<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-13</p>	<p>第2節 歩道等 6.歩道等の切下げ (5)歩道等のすり付け構造</p>	<p>(5) 歩道等のすり付け構造 歩道等の巻込部における車道部とのすり付け、および横断歩道設置箇所における車道部とのすり付けについては、次頁以降の構造を標準とする。（図10.23～図10.25参照） なお、すり付けにおける構造は「道路の移動円滑化 整備ガイドライン（基礎編）（平成13年11月 国土交通省 道路局）」を基準とするが、縁石の高さおよび段差については、「表1.1 岐阜県の方針（案）」によるものとする。</p> <p>(イ) すり付け勾配 歩道等切り下げ部におけるすり付け勾配については、「歩道及び立体横断施設の構造についての取扱いについて（平成12年道路局課長通達）」により、車椅子等が支障なく通れる勾配とし、5%以下を基本とするものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。</p> <p>(ロ) 水平区間 フラット方式および横断歩道設置箇所を除く、歩道等のすり付け区間と車道部との段差の間には水平区間を設けるものとし、その値は1.5m程度が望ましい。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p>	<p>(5) 歩道等のすり付け構造 マウントアップ方式の歩道等の巻込部における車道部とのすり付け、および横断歩道設置箇所における車道部とのすり付けについては、次頁以降の構造を標準とする。（図10.23～図10.25参照） なお、すり付けにおける構造は「道路の移動円滑化 整備ガイドライン（平成15年1月 国土交通省 道路局）」を基準とするが、縁石の高さおよび段差については、「表1.1 岐阜県の方針（案）」によるものとする。</p> <p>(イ) すり付け勾配 歩道等切り下げ部におけるすり付け勾配については、「歩道及び立体横断施設の構造についての取扱いについて（平成12年道路局課長通達）」により、車いす等が支障なく通れる勾配とし、5%以下を基本とするものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。</p> <p>(ロ) 水平区間 マウントアップ方式の歩道等の巻込部における車道部とのすり付け区間と歩道巻込部（平坦部）との間には、原則として1.5m程度の水平区間を設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p>	<p>ページを差替え てください</p>

<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-13</p>	<p>第2節 歩道等 6.歩道等の切下げ (6)視覚障害者対策</p>	<p>(6) 視覚障害者対策 視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）は、基本的に設置するものとし、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 昭和60年9月 社団法人 日本道路協会」によるものとする。 なお、景観整備の視点から色彩、材質、形状等を（視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針）の内容と異なるものを採用しようとする場合は、形状・寸法についてはJ I S T 9 2 5 1（図10.21および図10.22）に合わせたものとする。</p>	<p>(6) 視覚障害者対策 視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック・線状ブロック）は、原則として設置するものとし、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 昭和60年9月 社団法人 日本道路協会」によるものとする。また、道路の移動円滑化重点整備地区内等、歩道・般部に連続して設置する場合の設置位置は、民地側を標準とする。 なお、景観整備の視点から色彩、材質、形状等を（視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針）の内容と異なるものを採用しようとする場合は、形状・寸法についてはJ I S T 9 2 5 1（図10.21および図10.22）に合わせたものとする。</p>	<p>ページを差替えてください</p>
<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-15</p>	<p>第2節 歩道等 表1.1</p>		<p>「平成18年2月1日付け岐阜県の方針」を追加</p>	<p>ページを差替えてください</p>
<p>第10章 歩道及び自転車歩行車道</p>	<p>10-16</p>	<p>第2節 歩道等 図10.23</p>		<p>図面詳細を変更</p>	<p>ページを差替えてください</p>

第11章 歩道及び自転車歩行車道	10-17	第2節 歩道等 図10.24		図面詳細を変更	ページを差替えてください
第12章 歩道及び自転車歩行車道	10-18	第2節 歩道等 図10.25		図面詳細を変更	ページを差替えてください

## 第 10 章 歩道および自転車歩行者道

---

## 第10章 歩道および自転車歩行者道 目次

第1節 総 則	10- 3
1. 適用の範囲	10- 3
2. 定 義	10- 3
2.1 目 的	10- 3
2.2 名 称	10- 3
第2節 歩道等	10- 4
1. 歩道等の設置	10- 4
2. 歩道等の形式	10- 5
3. 歩道等の計画の実態	10- 7
4. 幅 員	10- 8
5. 歩道等の構造	10-11
6. 歩道等の切下げ	10-12
7. 身体障害者への配慮	10-20
7.1 身障者への留意事項	10-20
8. 側道橋	10-22
9. 張出歩道等	10-23
第3節 自転車道	10-24
1. 目 的	10-24
2. 自転車道の設置	10-24
3. 幅 員	10-24
4. 設置基準	10-24
第4節 専用道路（歩行者・自転車・自転車歩行道）	10-26
1. 基本方針	10-26
2. 専用道路の指定の手続き	10-26
3. 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合	10-26



## 第1節 総 則

### 1. 適用の範囲

この要領は、歩道および自転車歩行者道（以下、「歩道等」という。）の設計に適用するが、定めのない事項については下記指針等によるものとする。

- ・歩道及び立体横断施設の構造についての取り扱いについて（平成12年 道路局課長通達）
- ・歩道における安全かつ円滑な通行の確保について（平成11年 道路局課長通達）
- ・道路の移動円滑化 整備ガイドライン（平成15年1月 国土交通省 道路局）
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月 社団法人 日本道路協会）
- ・岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル

（平成16年1月 岐阜県基盤整備部都市整備局建築指導課）

### 2. 定義

#### 2.1 目的

歩道：交通弱者である歩行者を自動車交通より、分離するために設置する。

自転車歩行者道：自転車と歩行者を路上の一部分を通行させ、混合交通としても支障がない場合に設置する。

#### 2.2 名称

各名称については、図10.1のとおりである。

- (1) 車道部：車道と路肩を合わせたものをいう。
- (2) 歩道等：路上施設帯（道路構造令第11条第4項および道路構造令第10条第3項）が無い時は、歩道等（道路構造令第11条第3項および道路構造令第10条第2項）のみとし、ある時には両者を合わせたものをいう。
- (3) 保護路肩：主要構造を保護するスペース（又は路上施設帯のスペースとなる）をいう。

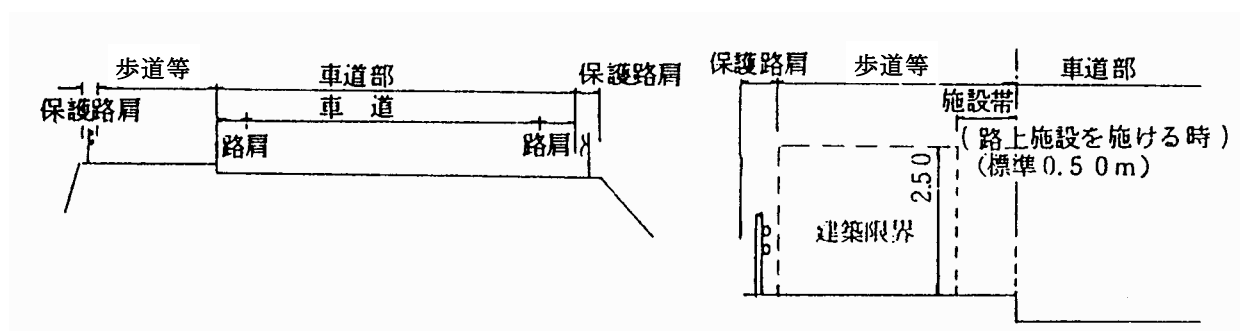


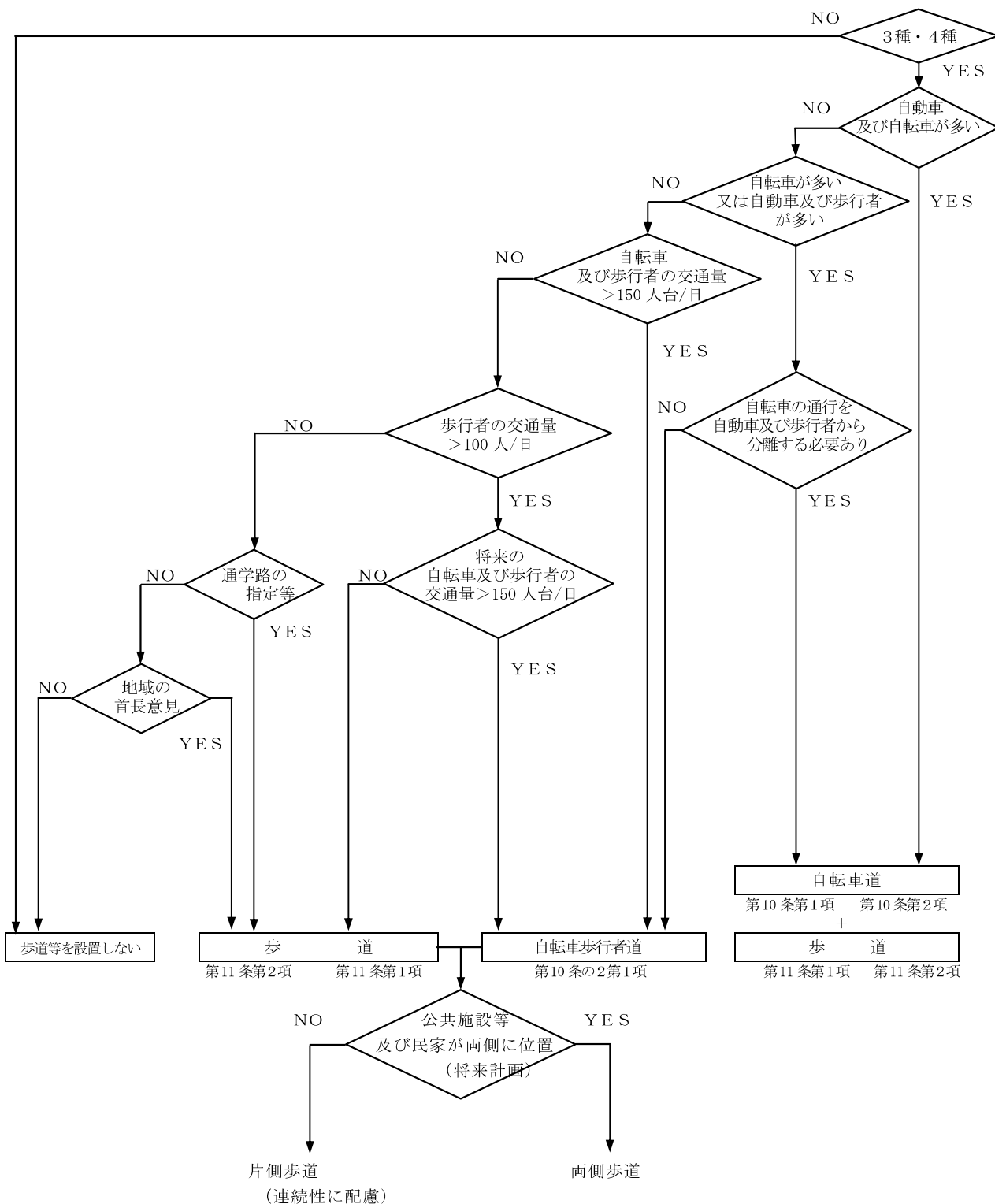
図10.1 名称

## 第2節 歩道等

### 1. 歩道等の設置

歩道等の設置においては、道路構造令（改正平成13年4月25日 政令170号）に基づくものとする。

- (1) 歩道：道路構造令 第11条および第11条第2項
- (2) 自転車歩行者道：道路構造令第10条の2第2項



\*ただし、選定においては地形の状況、集落への影響、その他の特別な理由によりやむ得ない場合においてはこの限りではない。

\*歩道・自転車歩行者道・自転車道の設置にあたっては、以下の要件等を満たす場合にあっては、片

側のみを設置あるいは設置できないことができる。

- ・ 橋、高架の道路又はトンネル部等、道路の構造上やむを得ない場合
- ・ 山岳地のように工事が非常に困難な場合、又はその効果に比して工事に過大な費用を要する場合

\* 「交通量が多い」場合とは、各道路の交通状況を総合的に勘案して、道路管理者が判断するものであるが、参考として下記に示す数値を目安とする。

- ・ 歩行者が多い場合：500～600人／日以上交通量
- ・ 自転車が多い場合：500～600台／日以上交通量
- ・ 自動車が多い場合：500～1000台／日以上交通量

\* 「道路局所管」補助業務提要（H12年度版）第1章第4節道路局所管補助事業採択基準等  
○特定交通安全施設等整備事業」参照

\* 自転車道と歩行者及び車道との分離方式は基本的に縁石又は柵等によるものとする。

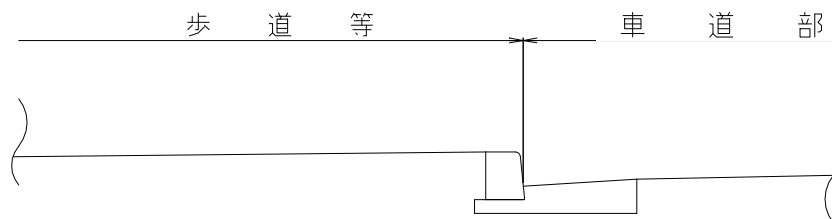
## 2. 歩道等の形式

### 2.1 型式

歩道等の形式は、マウントアップ方式・セミフラット方式・フラット方式（図 10.2～図 10.4）がある。

形式の選定においては、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用状況等を考慮して選定するものとするが、市街地においてはセミフラット方式、その他の場合においてはフラット方式を標準とする。

(1) マウントアップ方式：歩道等面と縁石天端の高さが同一である構造  
縁石による分離



路上施設（植樹帯）を設ける場合

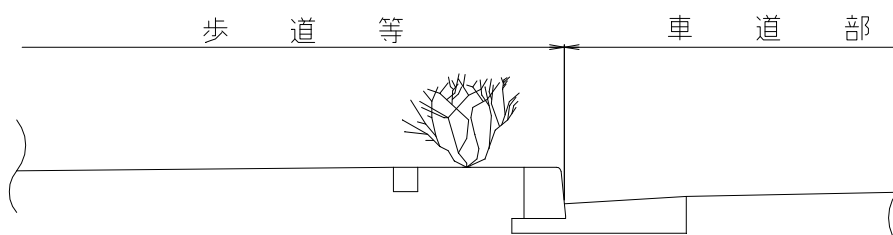
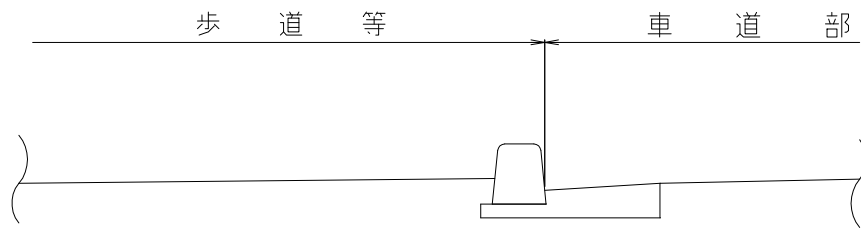


図 10.2 マウントアップ方式

(3) セミフラット方式：歩道等面が車道部面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い構造

縁石による分離



路上施設（植樹帯）を設ける場合

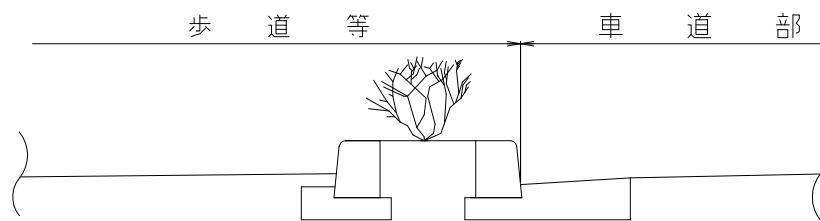
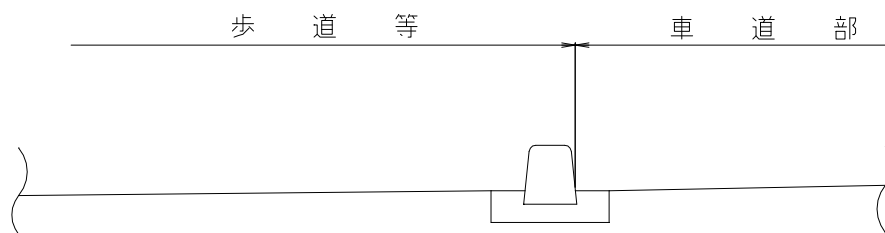
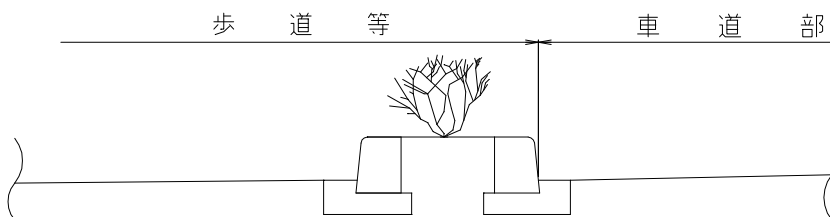


図 10.3 セミフラット方式

(3) フラット方式：歩道等面と車道部の高さが同一で、縁石等により分離する構造  
縁石による分離



路上施設（植樹帯）を設ける場合



防護柵による分離

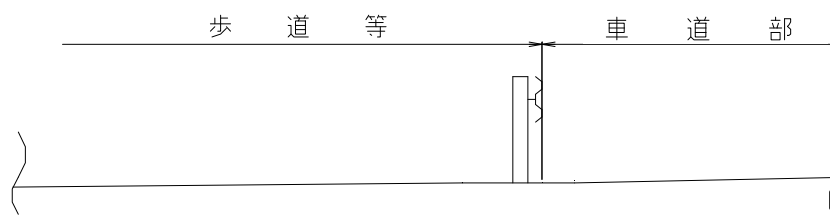


図 10.4 フラット方式

## 2.2 縦断勾配

- 1) 歩道の縦断勾配は5%以下とし、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

## 2.3 横断勾配

1) 歩道等（車庫乗入れ部を除く）の横断勾配は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造である場合には、1%以下とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。

- 2) 歩道等の横断勾配の方向は排水処理方法を十分検討して決めるものとする。

## 3. 歩道等の計画の実態

- (1) 車道が構造令と一致している場合

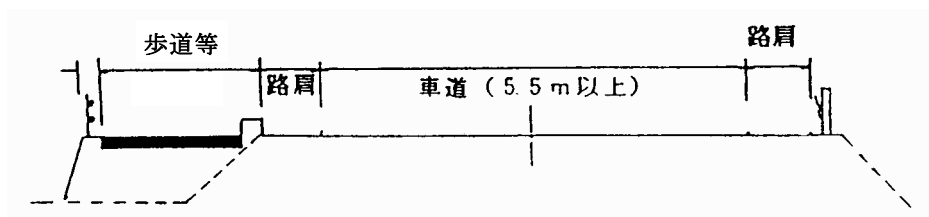


図 10.5

- (2) 狭幅員道路の場合

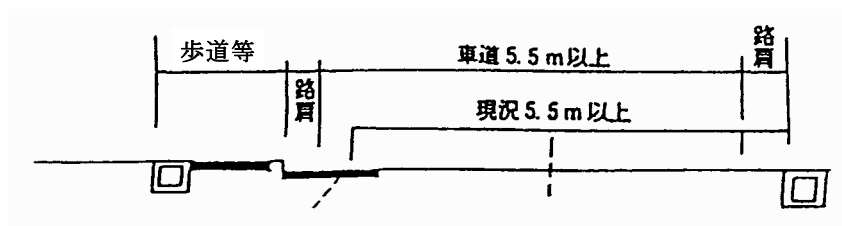


図 10.6

- (3) 車道切削による場合

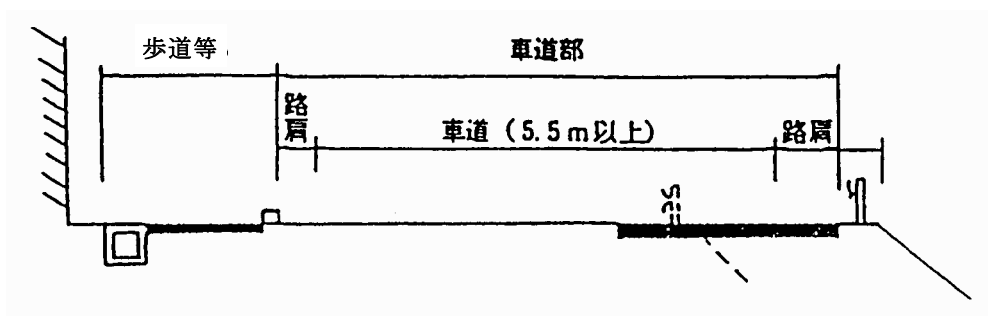


図 10.7

(4) 水路に蓋をかける場合

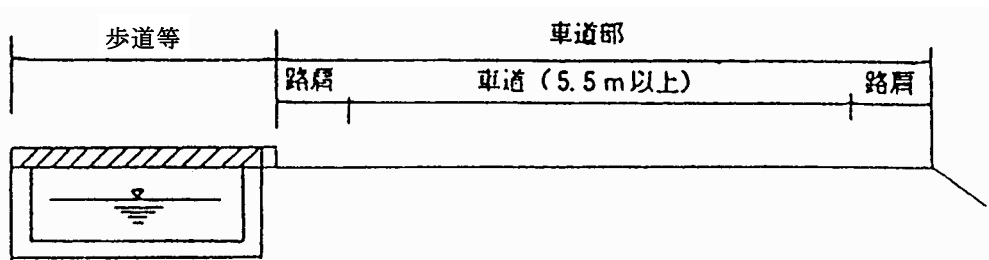


図 10.8

歩道等の幅員は水路幅まで拡幅してもよいものとする。ただし、水路等については、構造計算を行うものとする。

(5) 橋梁部分に設置する場合

橋梁部の車道切削

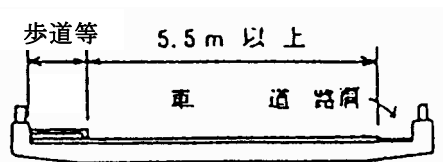


図 10.9

橋梁に添架

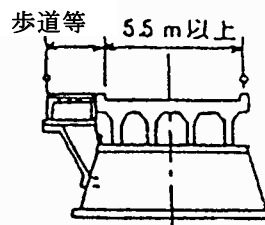


図 10.10

橋梁と独立（側道橋を設置）

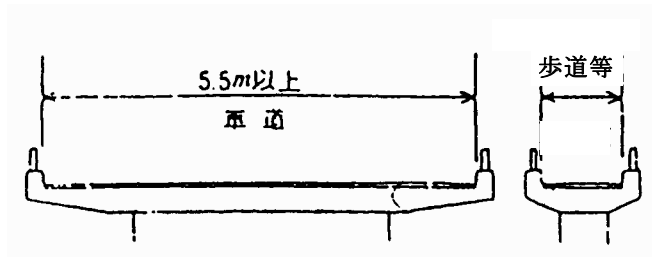


図 10.11

#### 4. 幅員

歩道等の幅員については、道路構造令（改正平成13年4月25日 政令170号）に基づき決定するものとする。

(1) 歩道：道路構造令 第11条第3項

【歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする】

道路構造令 第11条第4項

【横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加

えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない】

道路構造令 第11条第5項

【歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする】

(2) 自転車歩行者道：道路構造令 第10条の2第2項

【自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする】

道路構造令 第10条の2第3項

【横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。

ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない】

道路構造令 第10条の2第4項

【自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする】

なお、道路利用者の基本的な寸法および歩道・自転車歩行者道の幅員設定を下記に示す。

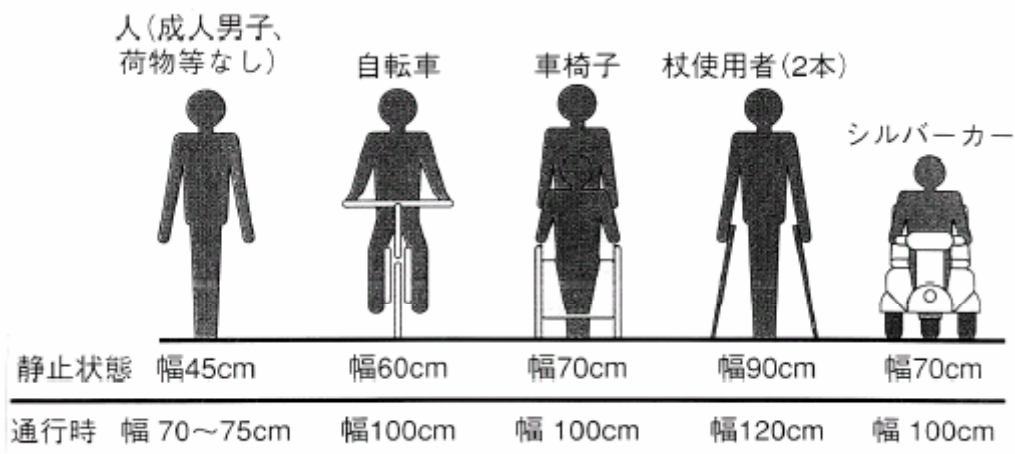


図 10.12 道路利用者の基本的な寸法

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン 平成15年1月 国土交通省 道路局)

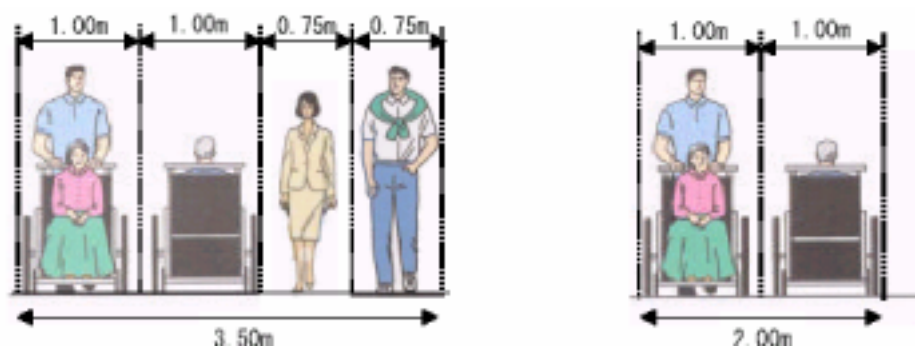


図 10.13 歩道の幅員の考え方

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン 平成 15 年 1 月 国土交通省 道路局)

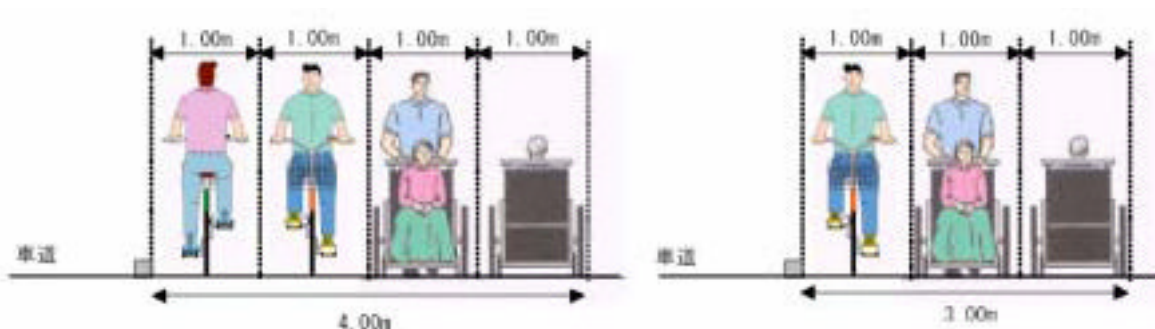


図 10.14 自転車歩行者道の幅員の考え方

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン 平成 15 年 1 月 国土交通省 道路局)

ただし、トンネル内の歩道および自転車歩行者道の幅員については、下記にあてはまる箇所では、原則として施設帯を考慮するが、必要のない場合は省略することができるものとする。

- ① 都市計画決定されている場合
- ② 自転車歩行者の交通量が 300 人台／日以上、又は、自転車歩行者の交通量が相当程度（150 人台／日以上）予想され、大型車交通量 1000 台／12h 以上の交通が見込まれる場合。



## 5. 歩道等の構造

歩道等の各形式における標準的な構造および留意事項を示す。

(計画上の留意事項)

- ・縁石は、側面に反射材付きとする。
- ・車両の進行方向と同方向の縁石すり付け部（低い～高い）には、視線誘導標（スノーポール等）を設置することを基本とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は、基本的に設置するものとする。
- ・歩行者の安全等を考えガードパイプ等の設置を検討しても良い。
- ・排水施設については、各種条件を考慮して計画を行うものとする。

### (1) マウントアップ方式

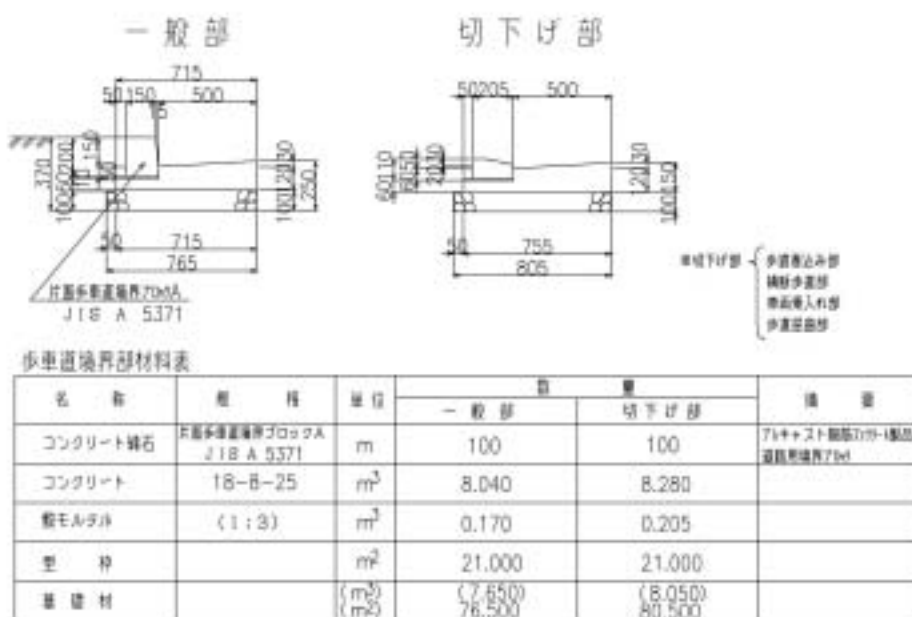


図 10.15

### (2) セミフラット方式

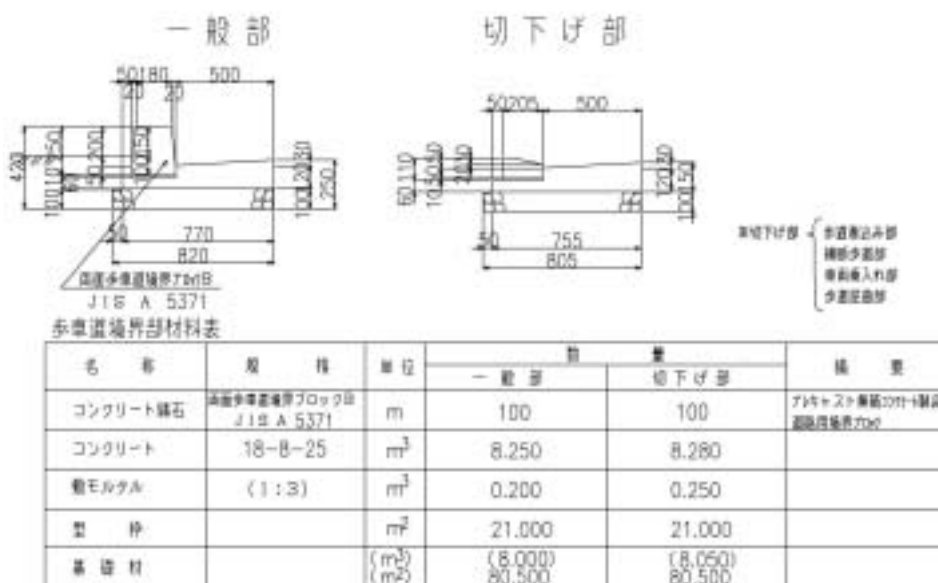


図 10.16

(3) フラット方式

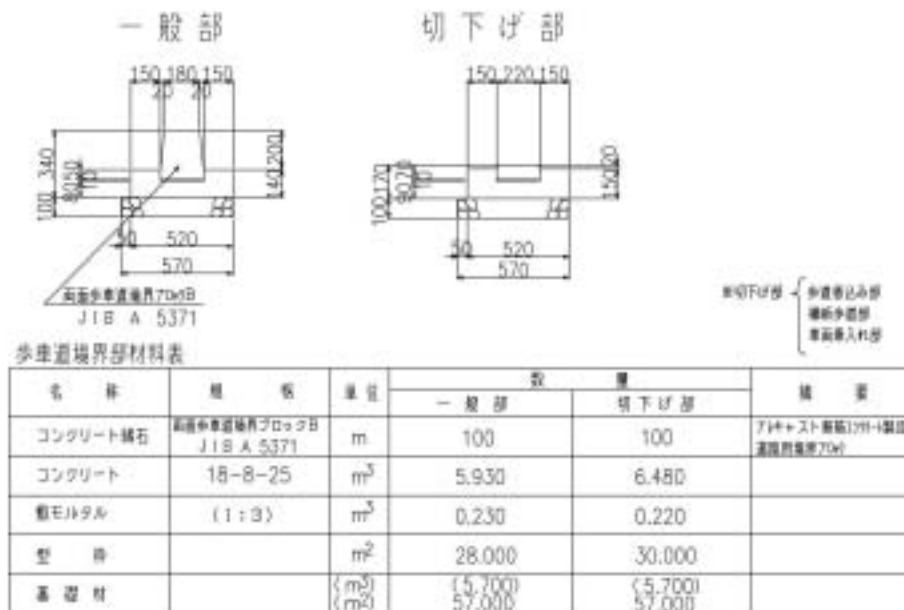


図 10.17

6. 歩道等の切下げ

- (1) 歩道等の切下げ部の歩行者等進行方向については、歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2 cmを標準とし、車いす使用者が通行可能であり、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を認知（点字ブロック等の設置）できるよう配慮するものとする。
- (2) 車両乗入れ部の切下げ部の車両進行方向については、歩車道境界の段差は2 cmを標準とする。
- (3) 歩道面の平坦部分は、車いす使用者の円滑なすれ違いを考慮して、2 m以上確保することを標準とする。マウントアップ方式等で2 m以上の平坦部分を確保することが困難な場合においても、車いす使用者等の安全な通行を考慮し、原則として1 m以上の平坦部分を連続して確保するものとする。この場合、縁石を除いた車両乗入れ部の擦付横断勾配は15%以下を標準とする。
- (4) 車いす使用者の通行のための寸法は以下を基準とする。

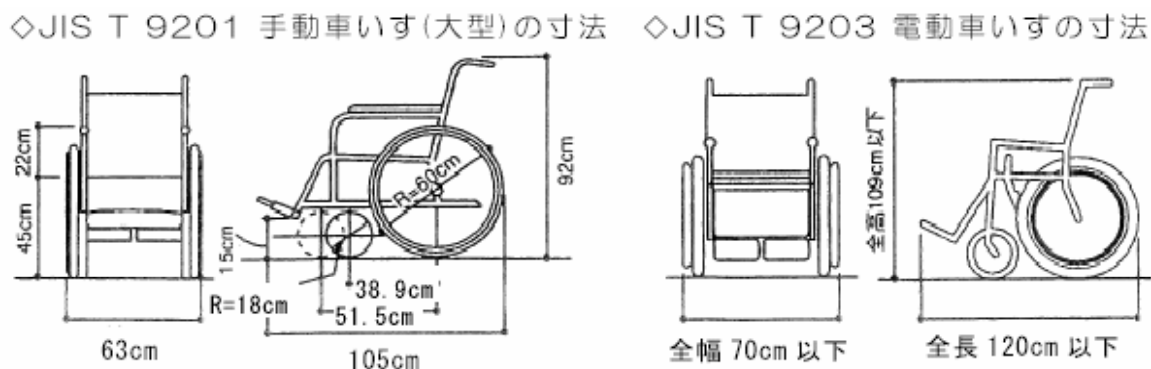
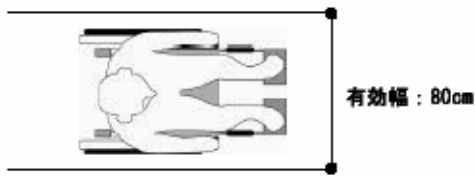


図 10.18 車いすの寸法（J I S）

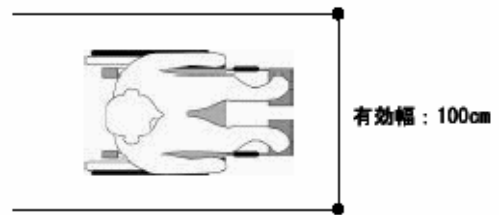
（出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン 平成 15 年 1 月 国土交通省 道路局）

◇80cm：出入口などを車いす使用者が通過できる最低幅



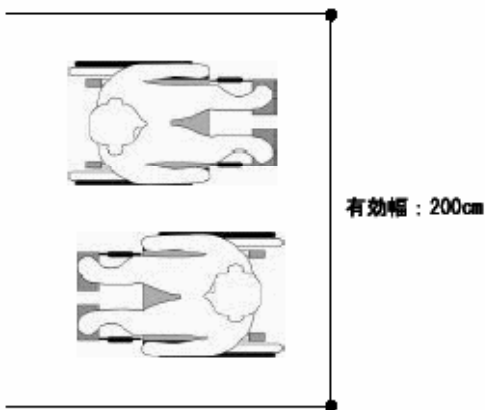
注) 車いすが通過できる最低幅であり、当該施設を通過する前に車いすをこいで、通過中は車いすをこがない事を想定して設定している。

◇100cm：歩道上で車いす使用者が通行できる寸法



注) 歩道は、こう配や路面の不陸による影響が大きいため、車いすの操作してぶれが生じる可能性を考慮して、車いす使用者が通行できる寸法を100cmと設定している。

◇200cm：車いす使用者2人がすれ違う寸法



◇150cm：車いすが360度回転できる最低寸法

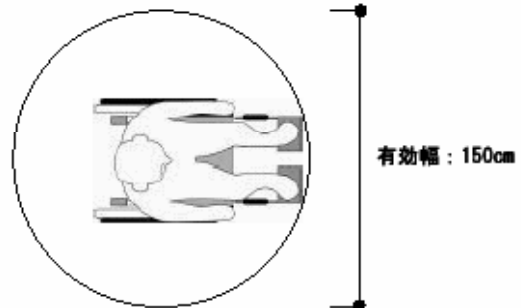


図 10.19 車いす使用者の通行のための寸法

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン 平成 15 年 1 月 国土交通省 道路局)

(4) 歩車道分離

歩道一般部においては、自動車の乗上げや車両による歩行者の巻き込みを防止するため、原則として高さ 20cm (マウントアップ方式の場合は 15cm) の縁石を設置するものとする。ただし、交差点の歩道屈曲部においては、「車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成 16 年 3 月 社団法人 日本道路協会)」に基づき、車両用防護柵 (歩車道境界用ガードパイプ Gp) を設置するものとする。

歩行者等の横断防止を目的として歩行者自転車用柵 (P 種) を設置する場合には、柵高は 80cm とする。

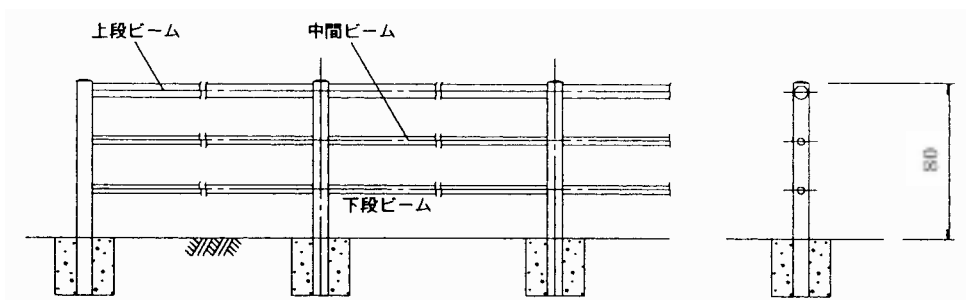


図 10.20 横断防止用歩行者自転車用柵 (P 種)

また、縁石は車道端を保護し運転者に車道端を明示する目的を持っている。これは、歩行者の安全かつ円滑な移動を確保するため、歩道等と車道部を明確に分離し、縁石により物理的に境界を定め連続的な縁石配置が必要となる。

すなわち、縁石の側面に反射材等を設置することは、視線誘導標による車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を補うとともに、歩道等と車道部の分離を明確に表示することを目的として、縁石の側面に反射材等を設置することとした。

なお、設置間隔については「視線誘導標設置基準・同解説（昭和 59 年 10 月 社団法人 日本道路協会）に準拠するものとするが、当該道路の構造および交通の状況、沿道状況等を考慮して定めるものとする。

#### (5) 歩道等のすり付け構造

**マウントアップ方式の歩道等の巻込部における車道部とのすり付け**、および横断歩道設置箇所における車道部とのすり付けについては、次頁以降の構造を標準とする。（図 10.23～図 10.25 参照）

なお、すり付けにおける構造は「**道路の移動円滑化 整備ガイドライン（平成 15 年 1 月 国土交通省 道路局）**」を基準とするが、縁石の高さおよび段差については、「表 1.1 岐阜県の方針（案）」によるものとする。

##### (イ) すり付け勾配

歩道等切り下げ部におけるすり付け勾配については、「歩道及び立体横断施設の構造についての取扱いについて（平成 12 年道路局課長通達）」により、車いす等が支障なく通れる勾配とし、5%以下を基本とするものとする。

ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。

##### (ロ) 水平区間

**マウントアップ方式の歩道等の巻込部における車道部とのすり付け区間と歩道巻込部（平坦部）との間には、原則として 1.5m 程度の水平区間を設けるものとする。**

ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

#### (6) 視覚障害者対策

視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック・線状ブロック）は、原則として設置するものとし、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 昭和 60 年 9 月 社団法人 日本道路協会」によるものとする。また、道路の移動円滑化重点整備地区内等、歩道一般部に**連続して設置する場合の設置位置は、車道と反対側の際から 60 cm 程度スペースを設けた位置とすることを標準とする。ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切ではない場合はこの限りではない。**

なお、景観整備の視点から色彩、材質、形状等を（視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針）の内容と異なるものを採用しようとする場合は、形状・寸法については J I S T 9 2 5 1（図 10.21 および図 10.22）に合わせたものとする。

**また、視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。**

#### (7) 歩道等切り下げの間隔

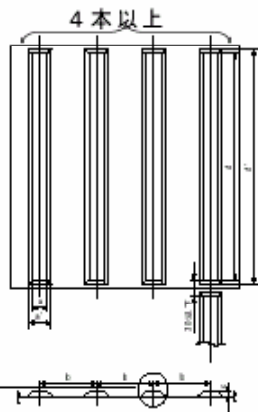
歩道等切り下げ箇所等の間隔が短くなる場合（おおむね 10m 程度）において、歩道等の高さを切り下げる必要に迫られ、この結果、いわゆる「波打ち歩道等」が出現する。

この「波打ち歩道等」を解消するためには、歩道等の形式にセミフラット・フラット形式を採用することにより、防護柵・縁石等で車道部と区分し、車道部面と歩道等面とを同一高さとすることが望ましい。

ただし、歩道等の高さについては、民地部や車両乗り入れ部等の設置状況を考慮して定めるものとする。

<線状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・線状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・線状突起の本数は4本以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目（突起の長手方向）部分における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下。



単位：mm

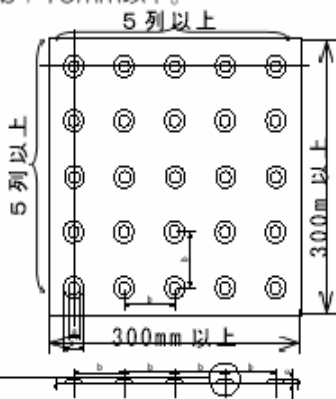
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

図 10.21 線状ブロックの形状・寸法および配列

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン(基礎編)平成 13 年 11 月 国土交通省 道路局)

<点状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上。
- ・点状突起の数は25（5×5）以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離は、b+10mm以下。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60	
c	5	+1 0

図 10.22 点状ブロックの形状・寸法

(出典：道路の移動円滑化 整備ガイドライン(基礎編)  
平成 13 年 11 月 国土交通省 道路局)

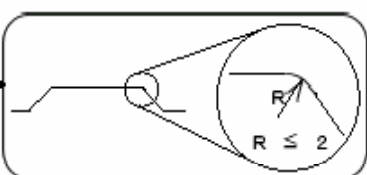


図 2-9-3 ハーフドーム型の突起



表 1. 1 歩道の構造基準対比表

項目	平成11年9月10日付け 都市局長・道路局長通知 歩道における段差及び勾配等 に関する基準	平成12年3月17日付け 岐阜県の方針	平成12年11月15日付け 道路局長通知 重点整備地区における歩道円 滑化のために必要な歩道の構 造に関する基準	平成14年3月7日付け 岐阜県の方針(案)	平成15年11月30日付け 道路の歩道円滑化整備ガイド ライン	平成17年2月3日付け 歩道の一般的構造に関する基準	平成18年2月1日付け 岐阜県の方針(案)
縁石の高さ	15cmを標準とする。 交通安全上必要 20cm 横、トーンネルにおいては25cm まで高くすることは可 5cmまで低くすることは可	15cm(A種)を標準とする フラット構造は20cm(B種) 横、トーンネルにおいては25cm まで高くすることは可	15cm以上とする	ヤシタツブ 15cm(A種) ヒツアツ 20cm(B種) フツアツ 20cm(B種) 横 25cm以下 トーンネル 25cm以下	15cmを標準とする。 交通安全上必要 20cm 横、トーンネルにおいては25cmま で高くすることは可	15cmを標準とする。 交通安全上必要 20cm 横、トーンネルにおいては25cmま で高くすることは可	ヤシタツブ 15cm(A種) ヒツアツ 20cm(B種) フツアツ 20cm(B種) 横 25cm以下 トーンネル 25cm以下
平坦部の確保	1mを確保 幅員が広い場合は2m以上 が努力目標	1mを確保 幅員が広い場合は2m以上 が努力目標	2m以上とする 但し、経過措置として特別の 場合は1mと読み替えて適用	同左	同左	1mを確保 幅員が広い場合は2m以上が努力 目標	2m以上を標準とする。 やむを得ない場合でも、原則とし て1m以上を確保する。
縦断勾配	乗降子等の安全な通行を考慮 して5%以下とする	5%以下とする	5%以下とする やむを得ない場合は8%以下	同左	同左	同左	同左
横断勾配	やむを得ない場合は8%以下 2%を標準とする(縦断勾配が ある場合は設けない)	2%を標準とする	1%以下とする、やむを得ない 場合は2%以下	同左	同左	2%を標準とする(縦断勾配が高 い場合は設けない)	1%以下とする。 やむを得ない場合は2%以下とする ことができる。
歩道舗装	透水性舗装等考慮する		透水性舗装を標準とする 特別な場合はこの限りでない	同左	同左	透水性舗装等考慮する	透水性舗装を標準とする。 やむを得ない場合はこの限りでない。
歩道の高さ	無規定	無規定	車道から50cm高くする 特別な場合はこの限りでない	市街地：ヒツアツ 地方部：フツアツ 特別な場合はこの限りでない	同左	車道から50cm高くする。(ヒツアツ) 治道の状況等を考慮	市街地：ヒツアツが、地方部：フツアツ
車道との段差	ヤシタツブ、ヒツアツ形式 歩道等と車道との段差は横 貫歩道者の安全な通行を考慮 して20cmとする	ヤシタツブ、ヒツアツ形式 20cmとする。	20cmを標準とする	0cmとする	20cmを標準とする	20cmを標準とする。	20cmを標準とする。 点字ブロック等視覚障害者用誘導・ 警告ブロックにより安全な通行に配 慮
水平区間	フツアツ方式 記述無し。 すりつけ区間と段差の間には 水平区間を設けるものとし、 1.5m程度とする。ただし、や むを得ない場合はこの限りで ない	同左	同左	同左	同左	同左	同左
車道との段差	5cm以下とする。 横断歩道勾配は15%以下	5cm以下とする 横断歩道勾配は15%以下	5cm以下とする 特殊縁石時は10%以下 平坦縁石時は15%以下 特殊縁石：上面が勾配つきの物	2cm以下とする 同左 同左	5cm以下とする 特殊縁石時は10%以下 平坦縁石時は15%以下 特殊縁石：上面が勾配つきの物	5cmを標準とする。 すりつけ部の横断勾配は、 高低差15cm以上の場合、横断歩 道がある場合(横断歩道の幅員内) 普通縁石使用時は15%以下 特殊縁石使用時は10%以下 高低差15cm以下の場合 すりつけ長さ75cmを標準とする。	2cm以下とする。 すりつけ部の横断勾配は15%以下 とし、歩道平坦部をできるだけ広く 確保する。

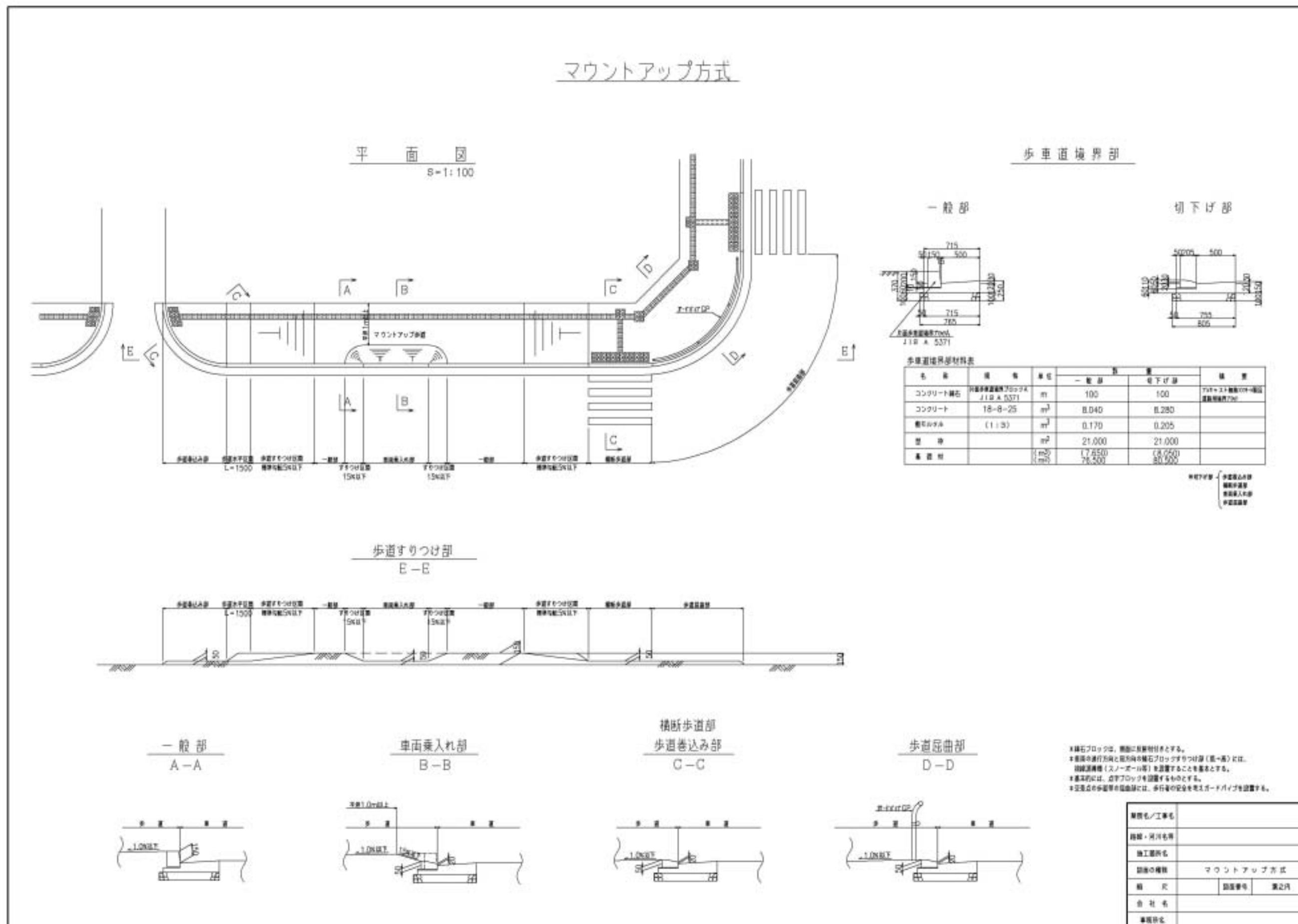


図 10.23 マウントアップ方式

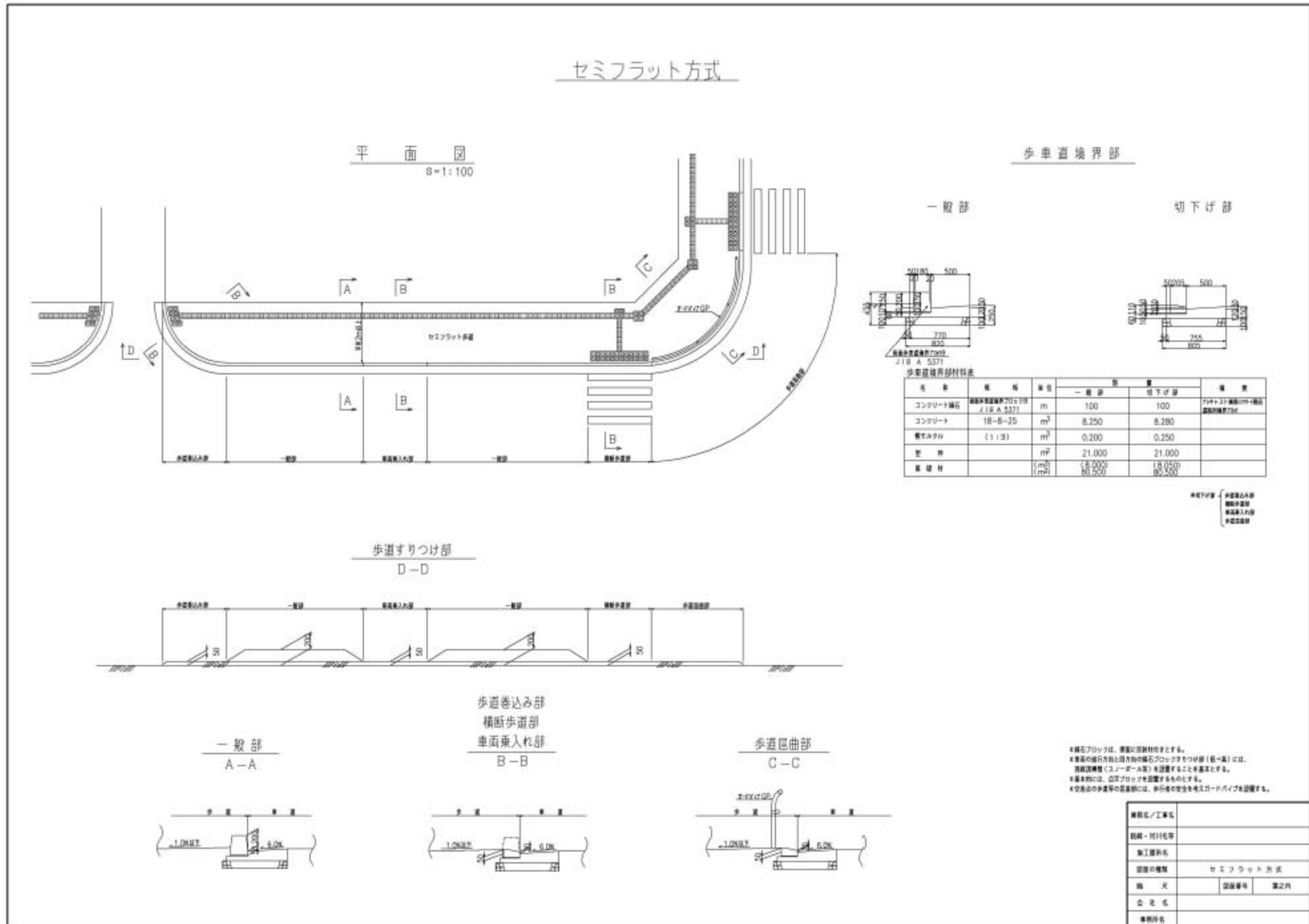


図 10.24 セミフラット方式



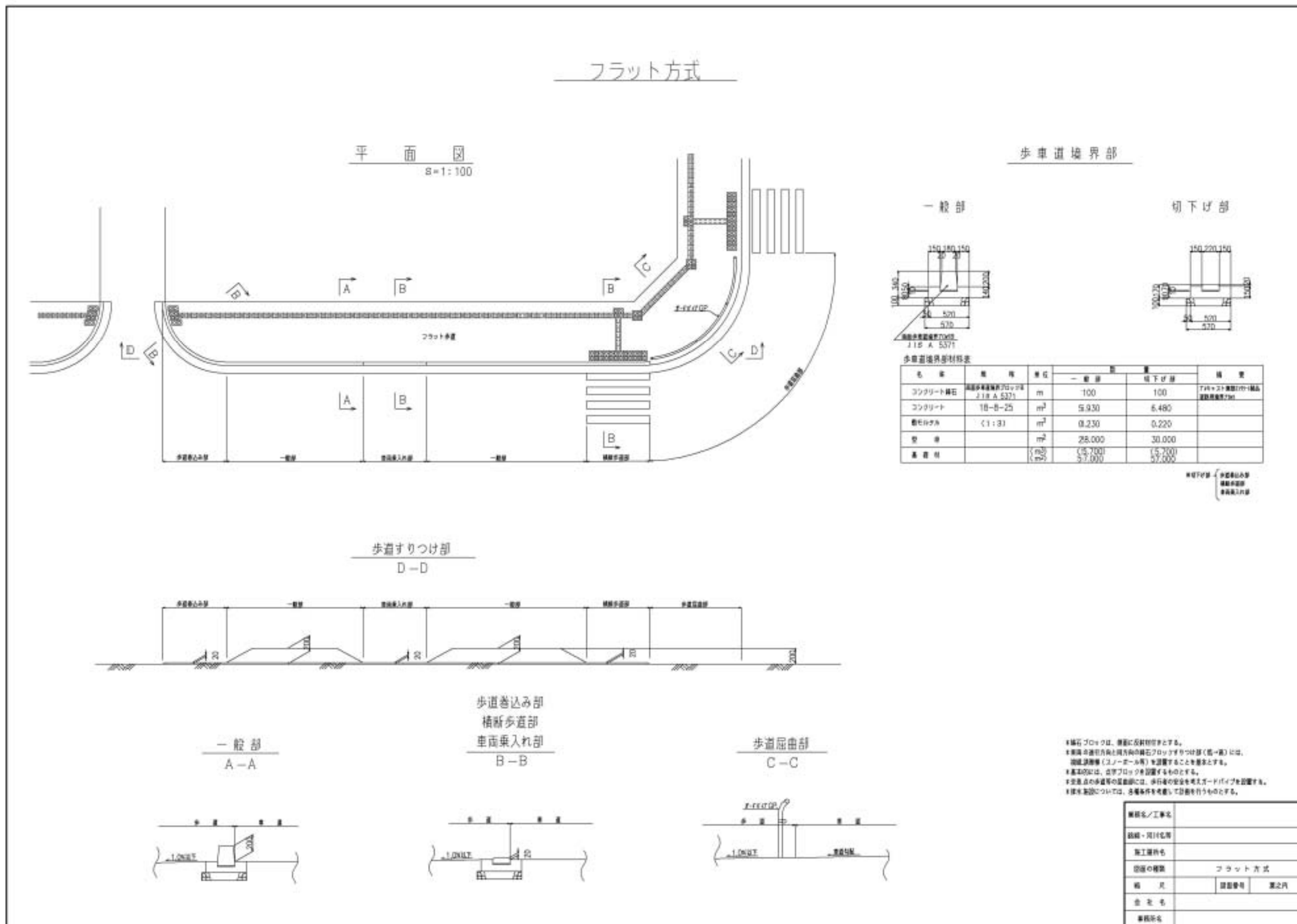


図 10.25 フラット方式

## 7. 身体障害者への配慮

### 7.1 身障者への留意事項

#### (1) 身体障害者の分類

身体障害者は、下記のとおり分類される。

- ① 視覚障害者
- ② 聴覚障害者
- ③ 肢体不自由者
- ④ 内部障害者

また、上記障害者の補装具には、下記のものがある。

- ① 車椅子
- ② 松葉杖
- ③ 義手・義足
- ④ 盲人安全杖
- ⑤ 補聴器

#### (2) 身体障害者の行動の特性

- ① 車椅子

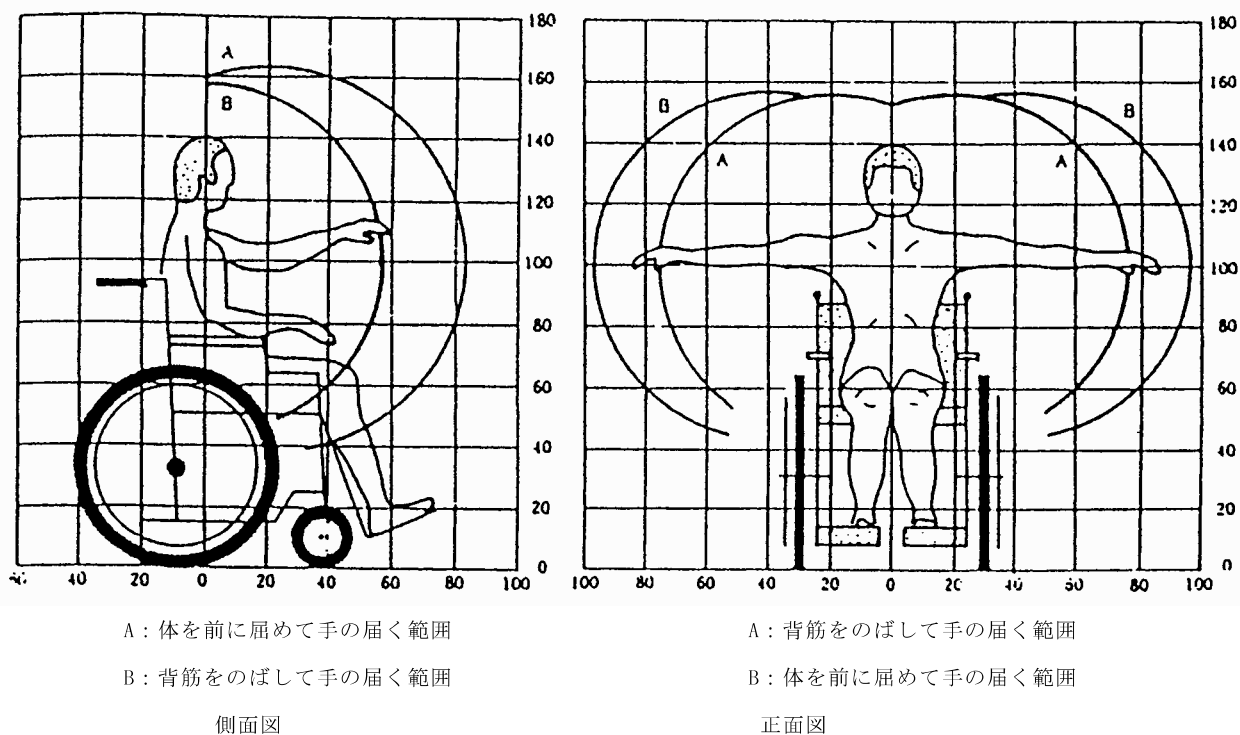


図 10.26 車椅子に座って手の届く範囲

② 杖、松葉杖使用者の標準行動域

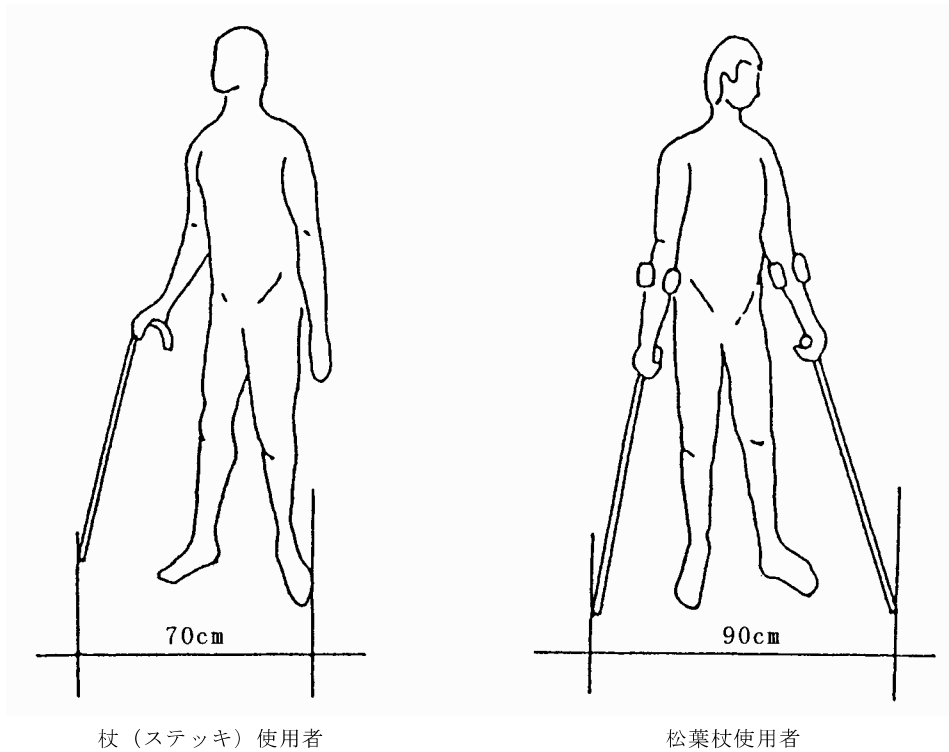


図 10.27 杖、松葉杖使用者の標準行動域

(3) 工種ごとの留意事項

① 階段

「第7章 立体横断施設」によるものとする。

② 標示

昇降口には、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）を敷設して注意喚起を促すものとする。

また、視覚障害者誘導用ブロックの設置に関しては、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（昭和60年9月 社団法人 日本道路協会）によるものとする。

なお、景観整備の視点から色彩、材質、形状等を（視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針）の内容と異なるものを採用しようとする場合は、形状・寸法については J I S T 9 2 5 1（図 10.21 および図 10.22）に合わせたものとする。

③ 手すり

「第7章 立体横断施設」によるものとする。

(4) その他の留意事項

① からだが入り込む事故

人間の頭が通り抜けられるすき間は、体全体が通り抜けられるとされている。したがって、柵および手すり子の間隔は、乳児を対象とした場合 7cm、2才児で 10cm、幼稚園児で 13cm 以下とする。

## ② ころびによる事故

- (a) 各部位ともすべりにくい材料を使用し、ころんでも衝撃の少ないものを使用する。
- (b) 水に濡れると、すべりやすくなる材料もあるので注意を要する。
- (c) 松葉杖使用者は、杖の小さな底面に体重をかけるので特にすべりやすい。
- (d) 下肢障害者には、体を支えるための手すりが必要である。また、手すりは、体重をかけるので、堅固に取りつける必要がある。

## ③ 落ちる事故

- (a) 溝ぶたのない側溝、階段の吹き抜け部分等危険性のある箇所は作らないようにする。
- (b) 階段、スロープ等、周囲より高くなっている部分は側壁、手すり等の転落防止を取りつける。また、松葉杖等が手すり等のすき間から落下することがあるので、立ち上がり、または側板を設けねばならない。
- (c) 階段、スロープ等では盲人の踏みはずしの危険があるので、終始端では材質を変える等の配慮が必要であり、踊り場に段を設けたり、蹴上げ、踏面の寸法を変えてはならない。弱視者は、下り階段が一枚の板に見えるので、ノンスリップと踏面の色を對比させるとよい。
- (d) 幅 15mm 以上の溝があると車椅子のキャスターや杖が落ち込むおそれがある。

## ④ 接触による事故

- (a) 人間が接触しやすい壁面（床上 150cm）は接触してもすりむきが起こらない材料を使用する。特に手すりの裏側の壁はすりむきが起こりやすい。
- (b) 手すりの表面、継目等は凹凸をなくし、手に傷がつかないようにする。
- (c) 危険室等は、把手にギザギザをつける等の配慮を行う。

## 8. 側道橋

側道橋は、交通安全のための応急措置として行う改築のため、河川管理局施設等構造第 73 条第 2 号（臨時における許可工作物）に該当し、「橋梁の構造となる歩道等の取り扱いについて（議事録）（昭和 52 年 7 月 13 日道路局道路企画課建設専門官河川局治水課建設専門官）に準じるものとする。

## 9. 張出歩道等

### 基本的な考え方

- (1) 河川等に面した箇所等の歩道等の計画にあつては、単に経済性のみで張出構造とせず、添架しようとする既設構造物において、常時又は地震時に安定性を欠くことがあるため、添架した時の全体の安定性を確認し道路管理、河川管理局上やむを得ない場合のみ使用するものとする。
- (2) 張出部分に車両の進入ができないようにガードレール等で車道と完全な分離をおこなうものとする。
- (3) 転落防止柵は  $H=1.1\sim 1.2\text{m}$  を使用し、パイプ式の柵などに幼児が登ったり、すき間が大きく転落のおそれのある構造を避けるものとする。
- (4) 河川管理基準における張出歩道等の取り扱いについては、「河川管理事務の手引き（平成4年4月）第18章張出歩道」に準じるものとする。

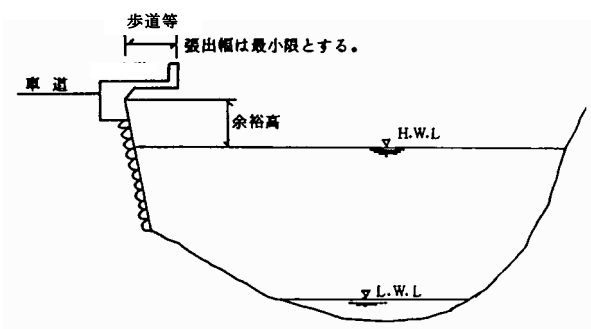


図 10.28

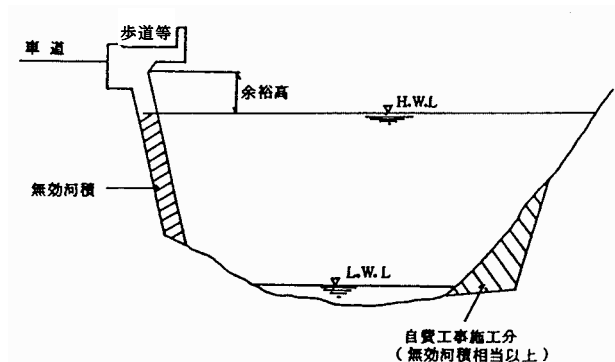


図 10.29

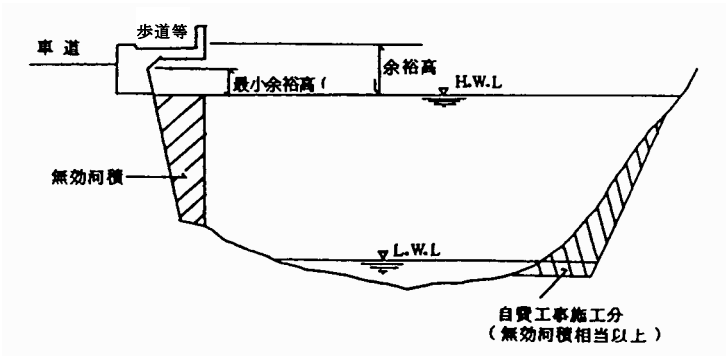


図 10.30

### 第3節 自転車道

#### 1. 目的

自動車と自転車を分離する必要がある、また自転車歩行者道の場合、歩行者数・歩行幅員により歩行者の安全を図るために設置する。

#### 2. 自転車道の設置

自転車道の設置においては、道路構造令（改正平成13年4月25日 政令170号）に基づくものとする。

自転車道：道路構造令 第10条および第10条第2項

#### 3. 幅員

自転車道の幅員については、道路構造令（改正平成13年4月25日 政令170号）に基づき決定するものとする。

自転車道：道路構造令 第10条第3項

【自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる】

道路構造令 第10条第5項

【自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第12条の建築限界を勘案して定めるものとする】

道路構造令 第10条第5項

【自転車道の幅員は当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする】

#### 4. 設置基準

##### (1) 既設歩道を分離して設置する場合

(現況)

⇒

(計画)

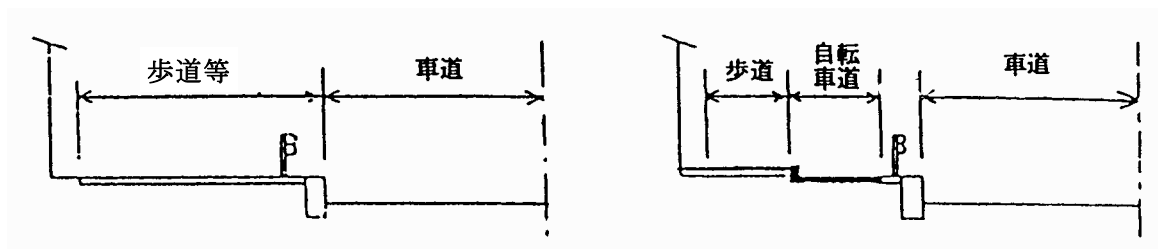


図 10.31

##### (2) 既設車道を分離して設置する場合

(現況)

⇒

(計画)

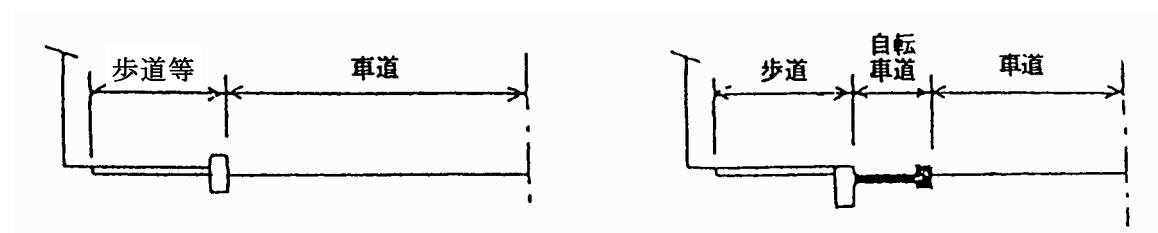


図 10.32

(3) 歩道と同時に設置する場合

(現況)

⇒

(計画)

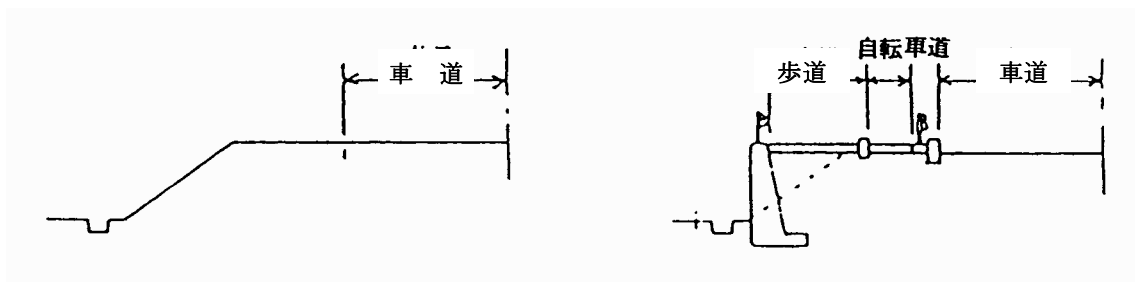


図 10.33

## 第4節 専用道路（歩行者・自転車・自転車歩行道）

### 1. 基本方針

既存道路に歩道等を設置することが、物理的に不可能又は多額な補償費が必要な場合は、あぜ道・河川敷等を設置する専用の道路で、既存の道路の部分とする場合と独立の道路とする場合がある。

### 2. 専用道路の指定の手続き

専用道路は、既存道路の部分又は独立の道路の何れかにより設置する場合でも、専用道路の供用を開始するに当たっては、道路法第48条の7の規定により専用道路の指定が必要である。なお、一般的な場合の手続きは、図10.34、図10.35とおりでである。

#### (1) 道路の部分として設置する場合

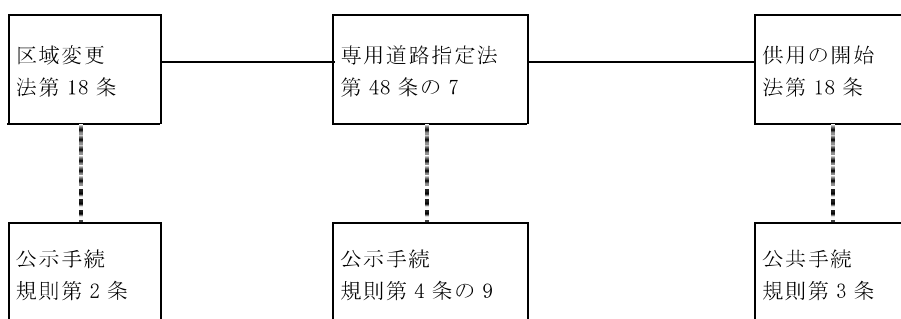


図 10.34

#### (2) 独立の道路（市町村道）として設置する場合

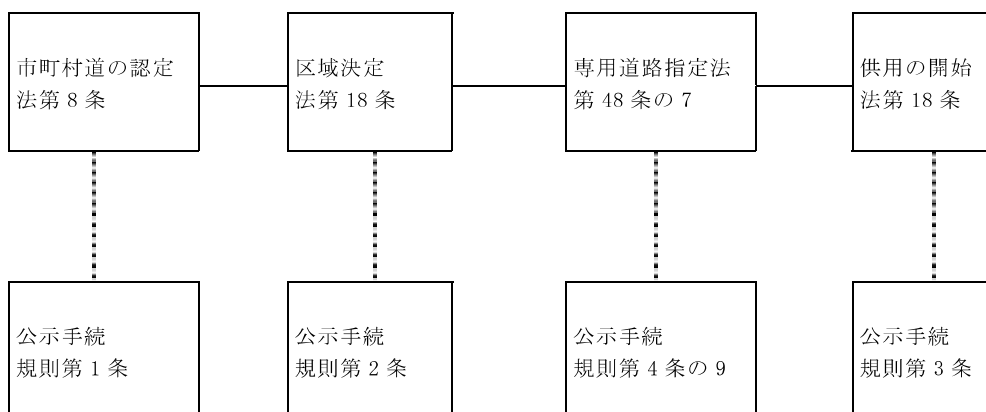


図 10.35

### 3. 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合

河川敷に自転車歩行者専用道路を設置する場合は、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取り扱いについて（昭和50年12月10日付け建設省道路局企画課長通達）」に準じる。